

様式第6号(第2条関係)

委員会等の会議録

1 会議名	令和4年度第2回愛南町文化財保護審議会	
2 議題	1 【議題】 西海の近代遺産の保護に係る整理 2 【議題】 町指定文化財の再検討について 3 【報告】 町指定有形民俗文化財「チョウナづくりの家」について 4 【報告】 令和5年度の文化財保護事業計画	
3 開催日時	令和5年3月20日(月) 13時30分から14時50分まで	
4 開催場所	愛南町役場本庁 2階 第1会議室	
5 傍聴者数	0人	
出席者		
6 委員氏名	前田 充、木村 幹子、多田 仁、宮本 英幸、石村 聖、 橋岡 濟隆	
7 担当所属	所属名	生涯学習課
	担当職員 (職・氏名)	課長 坂本 一利 課長補佐 松本 安紀彦 主事 河野 健太郎
8 その他の 出席職員	所属名	
	出席職員 (職・氏名)	
議事内容(次ページから)		

発言者	発言内容
(事務局)松本補佐	<p>会の開始時間となりました。本日の議事につきましては、会議の終了後に会議録を作成し、町のホームページで公開することとなっています。会議録の作成と公開については、事務局に一任していただくということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
(事務局)松本補佐	<p>ありがとうございます。ここからは前田委員長にお願いいたします。</p>
前田委員長	<p>本日は、お忙しいところ御参集いただき、ありがとうございます。早速議事に入ります。西海の近代遺産の保護に係る整理につきまして、説明をお願いします。</p>
多田委員	<p>先般の会議では、当方から戦争遺跡の悉皆調査について御説明しました。本日は、その時の委員の皆様からの御意見御指摘を踏まえてお話しさせていただきます。</p> <p>先般の会議での要点は、地域の中にその歴史や文化を物語る物件が存在するというを地域にお伝えすること、そのモデルケースを西海で作るのはどうかということであったと思います。モデルケースを作った後、地域や地区に当てはめていく。</p> <p>それを通して、地域の中にその歴史や文化を物語る物件が存在するというを地域にお伝えすることができていくのではないかと考えています。そういう物件を巡ることをやってみるのも良いと思います。</p>
宮本委員	<p>多田委員の今のお話は、これから先の道筋になり得る内容だと思います。</p>
多田委員	<p>まずは地域の中にその歴史や文化を物語る物件が存在するというを地域又は地区に知ってもらうことが最も必要と考えています。</p>
宮本委員	<p>まずは特定の地域又は地区で見て回ってみて、そこで生じた課題と解決を次に活かす、このサイクルが重要と考えます。</p> <p>西海には、高茂岬の衛所や麦ヶ浦の回天格納庫、前の会議で橋岡委員が言われた塹壕等知らないものが沢山あります。これら戦争遺跡以外にも、踊りや風習などの民俗もあるでしょう。外泊まりの石垣集落も魅力的ですが、あそこには石垣保存団体があつたように記憶していますので、その団体との連携も必要になってくるかもしれません。</p> <p>そうすれば、誰も気づいていない無形有形の物件の価値について分かってくるような気がします。</p>

多田委員	勉強会であるとか学習会というものよりも、フィールドワークの方に魅力があるということですね。
(事務局)松本補佐	これまでのお話を伺った話ですが、高茂岬を舞台にするならば、衛所跡・軍道・監視哨が一繋がりとなります。例えばですが、衛所跡でガイドンスがあり、そこから軍道を経て監視哨まで歩くと聞いたことを確かめることができ、気付きの機会になるように思います。
橋岡委員	価値については分かりませんが、船越小学校上の山稜から外泊まで延びるシシ垣があります。距離も相当ありますし、一部面白い構造のものもあります。
石村委員	戦争に関係するものであれば、垣内の白山神社、内泊の若宮神社などに絵馬があったように思います。神社そのものについては、建立された時期が古いものはありますが、建物自体で古いものはないと思います。
宮本委員	何に焦点を当てるにせよ、タイムスケジュールが重要になってくるように思います。
多田委員	文化財保護審議会として、見て回ることが重要であるとか、地域の中にその歴史や文化を物語る物件が存在するということが地域又は地区に知ってもらおうとか、そういうことは意見を統一していった方が良くと思います。
(事務局)松本補佐	今日お休みになられている二人の委員さんの意見も伺って進めていきたいと考えます。
宮本委員	文化財保護審議会は年2回の開催ですので、スピード感到に難しいものがあります。委員それぞれに興味がある分野について取り組むという手段もあるように思います。
(事務局)松本補佐	地域の中にその歴史文化を物語る物件があることを地域に知ってもらうこと、そのためのモデルケースを作ること、このように2種類の軸があることを基礎となっています。その基礎に則し、事務局として案を作成して提示させていただきます。
前田委員長	ここまで確認しておく必要があることなどはありませんか。ないようであれば、次年度中に叩き台となる案を事務局が作成するということがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

<p>前田委員長</p>	<p>町指定文化財の再検討の議題に移ります。</p>
<p>(事務局)坂本課長</p>	<p>愛南町の文化財は、合併時に五箇町村それぞれが持っていたものが今に引き継がれたものです。指定基準が旧町村によって違っていたため、バランスが悪い状況が見受けられます。</p> <p>本審議会におきましても、5年程前から町指定文化財の見直しが議題に上がっておりましたが、町指定有形民俗文化財「チョウナづくりの家」の指定解除という状況も生じておりますので、当課としても文化財保護審議会でお諮りいただきながら町指定文化財の見直しを進める必要を感じています。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(事務局)松本補佐</p>	<p>『愛南町の文化財』28ページの町指定有形文化財「城辺小学校出土石器(考古資料)」は所在が不明です。29ページの「尾崎藤兵衛尉資料(歴史資料)」も町内に所在していないことを確認しています。</p> <p>こういう状況が生じている要因は、合併以後の基準ではありますが、愛南町文化財保護条例第4条から第7条までが機能してこなかったことにあります。文化財の種別についても「緑の千人塚」が史跡のままが良いのか、石造物群とした方が理解しやすいのか、その議論も止まったままです。</p> <p>愛南町文化財保護条例第2条において文化財の定義が定められていることから、それに則して一事例から検討するのが現実的な進め方であるように思います。それを繰り返して、新規指定を盛り込んだ上で『愛南町の文化財』を作り直すことに繋がれば、成果として評価されるのではないのでしょうか。</p>
<p>多田委員</p>	<p>町外にあるのであれば、戻すことは可能なのでしょうか。</p>
<p>(事務局)松本補佐</p>	<p>町指定物件であっても、その所有権と管理は個人であるものが多いですし、代が変わればその意識も薄くなっていると思われるので、戻すとしても手順を踏んでいく必要があります。</p>
<p>橋岡委員</p>	<p>合併時に現在の条例に基づいて整理した様子はないですか。</p>
<p>(事務局)松本補佐</p>	<p>それが確認できないのです。</p>
<p>石村委員</p>	<p>そういうことであれば、所在確認は当然として、全ての町指定文化財の指定から現況に至るまでについて確認する必要があると思います。</p>

(事務局)松本補佐	事務局としてもその必要は感じていますが、まずは台帳を整えることからになります。
多田委員	それに新規指定も加えていくということですね。
(事務局)松本補佐	そういうことになります。
宮本委員	見直しの結果、仮に指定解除となったとしても、指定されていた経緯があるわけです。そのことは尊重していく必要があるように思います。
石村委員	町文化財保護条例の改正等の必要はあるのでしょうか。
(事務局)松本補佐	その必要はないと考えており、指定又はその解除については、現在の条例で対応できます。また指定解除というものは、町文化財保護条例第5条に規定されているとおり、主に「町外に出してしまった場合」「その価値を失った場合」に生じるものとなります。
前田委員長	指定文化財の現状を整理してから、『愛南町の文化財』を作り直す流れが良いと思います。
宮本委員	無形民俗文化財で今では行われなくなっているのはどう取り扱いますか。
(事務局)松本補佐	それが継承されている地区や団体の意向を確認することを重視すべきと考えています。
石村委員	「福浦三番叟」は町指定無形民俗文化財ですが、4年前の秋祭りでは舞われていました。
前田委員長	文化祭のオープニングを飾ってくれたこともありました。
宮本委員	指定されている踊りの衣装や道具の修繕等に町からの補助はありますか。
(事務局)松本補佐	文化財保護事業等補助金という名称のものがあ、総事業費の2分の1を補助しています。
(事務局)坂本課長	指定文化財ではない祭礼に使う道具等の修繕には、コミュニティー助成事業というものがあります。

宮本委員	鹿踊りはどこの地区にでもあるものですが、指定されているのが四つだけというのは、何か根拠があるのですか。
(事務局)松本補佐	指定に係る文書がないので、指定についての働きかけが団体又は地区からなのか、町からだったのか詳細を含めて不明です。
前田委員長	次の町指定有形民俗文化財「チョウナづくりの家」について、事務局から報告をお願いします。
(事務局)松本補佐	<p>町文化財保護審議会で指定解除の方針が示され、僧都地区と山出地区にそのことと解体撤去について周知を行いました。反対意見は出ていません。</p> <p>3月30日の町教育委員会に諮り、指定解除と決まれば公告を行い、広報で町内に周知してから解体撤去となります。</p> <p>一部古材があると思われまので、それらについては古建築物に詳しい方に御相談し、他の古建築物の修理部材等として活用できそうであればその方向を模索したいと考えています。報告書刊行後に、ミニチュア等による伝承を検討したいと考えています。</p>
前田委員長	次に、令和5年度の文化財保護事業計画の説明をお願いします。
(事務局)松本補佐	<p>文化財等調査事業は、柏坂遍路道の地形測量等調査を実施します。最終の調査で、令和8年度の国史跡指定を目指します。平城貝塚の国史跡指定ですが、令和6年1月に文部科学省へ意見具申を行う計画となっています。指定の同意取得と報告書の刊行と意見具申書の作成を進めます。</p> <p>文化財保護啓発事業は、6月10日に愛南町の建築物、12月16日に愛南町の山城に関する生涯学習講座を開催します。また、平城貝塚シンポジウム第二弾も平城縄文人に焦点を当てて開催します。これらのほか、昨夏にやった児童生徒向けもドッキーづくりと貝塚モンスターの開催や、文化財活用サポーターの育成事業を予定しています。</p> <p>文化財保護審議会につきましては、2年に1回の研修の年廻りとなっています。以上です。</p>
橋岡委員	国史跡が増えることで財政上のメリットはありますか。
(事務局)松本補佐	傷んだ指定物件の修繕等への国庫補助がありますし、指定物件1件につき100万円近くの特別交付税措置があります。
前田委員長	その他についてお願いします。

<p>(事務局)松本補佐</p>	<p>前回、平城貝塚出土物を新規の町指定文化財に、ということで御提案しました。令和5年度の初会におきまして詳しく御説明させていただき予定ですので、よろしく申し上げます。</p>
<p>前田委員長</p>	<p>御意見がないようなので、木村副委員長から閉会の挨拶をお願いします。</p>
<p>木村副委員長</p>	<p>本日はありがとうございました。文化財保護に係る数々の取組がありますが、時間をかけてじっくり議論していくことが重要ではありますが、それでも少しずつ前に進んでいる感触を得ています。そこに自分自身も関わっていければと考えています。 来年度以降も意見を出し合って、文化財保護に繋がるよう勤めて行ければ幸いです。本日はお疲れ様でした。</p>